

生衛いばらき WEB版 第51号

令和7年5月号

発行所 (公財)茨城県生活衛生営業指導センター

電話 029-225-6603

FAX 029-225-6638

茨城県生活衛生営業指導センター理事会が開催されました

当センターの理事会が次のとおり開催されました。

茨城県生活衛生営業指導センター令和6年度第2回定時理事会

【日時】 令和7年3月18日(火) 14時30分～

【場所】 茨城県三の丸庁舎 3階会議室 B

- 【議案】
- ・ 令和7年度事業計画(案)の承認について
 - ・ 令和7年度収支予算(案)の承認について
 - ・ 令和7年度退職給付金の取り崩しの承認について
 - ・ 令和7年度の借入限度額(案)の承認について
 - ・ 令和7年度センター会員の会費について

※議案は全て承認

当センターでは令和7年度の事業を次のとおり実施していきます。

令和7年度茨城県生活衛生営業指導センター事業計画

生衛業を取り巻く環境は、経営者の高齢化、後継者不足などの課題を抱え、厳しい状況が続いており、加えてエネルギー価格・原材料価格の高騰は中小零細企業が多い生衛業にとって大きな打撃となっています。

また、デジタル化が我々の生活に浸透している状況において、生衛業界でも事務効率化、収益力アップのため、その導入は避けて通れません。

国民生活に密着した商品・サービスを提供する生衛業は、消費者ニーズや経営環境の変化にも対応しながら、経営の健全化と衛生水準の維持向上のため不断の努力が大切です。

今年度も、県・保健所等行政機関をはじめ、各生衛組合、日本政策金融公庫等関係機関と連携を密にし、以下の事業に積極的に取り組むとともに、新規開業者の生衛組合への加入促進を図り、生衛組合の拡充強化に努めます。

○事業

1 相談指導事業

・常設相談室設置事業

生活衛生営業経営指導員3名及び事務職員1名の4名体制で、生衛業者に対する経営、融資、衛生管理等に関する助言・指導を行うほか、消費者等からの苦情等には、関係機関、生活衛生同業組合等と連携して解決に向けた助言・指導も行います。また、税理士による税務相談会を年2回開催します。

・出張相談指導事業

日本政策金融公庫が開催する相談会や関係団体で開催する生衛業者対象の衛生講習会等において地区相談室を開設し、経営や融資等に係る助言・指導を行います。

・生衛業融資指導事業

生衛業者が日本政策金融公庫の生活衛生融資を利用する際の助言・指導を行うとともに、「一般貸付」に係る推薦事務を行います。

・経営特別相談員研修会事業

経営特別相談員の資質向上を図るため、年2回研修会を開催します。

・生活衛生関係営業経営支援緊急対策事業

全国センターと連携し、生衛業者の経営状況を改善して地域活性化を図るため、専門家による多様な現場のニーズに応じた伴走型支援を行います。

2 衛生水準の確保・向上事業

・衛生水準の確保・向上推進会議の開催

推進月間（11月）及び衛生水準の確保・向上事業の的確な実施を図るため、事業実施に関する行動計画の作成並びに事業結果の評価等を行います。

・広報・啓発活動

生衛組合の加入促進のため、推進月間の取組に協力し広報、啓発活動を行います。また新規営業許可情報を入手し、生衛組合に情報提供を行います。

3 後継者育成支援事業

中学生に生衛業の魅力ややりがい等を紹介し、就労のきっかけにしようとともに、生衛業の後継者確保を目的として、県内の中学校に講師を派遣する出前授業を実施します。

4 消費者懇談会

消費者又は利用者の多様なニーズや消費行動を把握し、生衛組合のサービス向上に資するため、組合と消費者団体の意見交換の機会として消費者懇談会を開催します。また懇談会を通じて茨城県消費生活センターとの連携強化を図ります。

5 受動喫煙防止対策普及啓発事業

労災保険の適用対象外の個人事業主で、既存特定飲食提供施設の事業主が喫煙専用室又は屋外喫煙所を設置・改修する場合の助成制度の周知及び助成金申請書類の形式的審査事務を行います。

6 健康・福祉対策推進事業

クリーニング師研修会、生衛業者に対する巡回指導等の機会に感染症等予防に関する指導・相談を実施するほか、啓発リーフレットを作成・配布します。

7 研修・講習会等事業

・ 経営セミナーの開催

生衛業者等を対象に、生衛業を取り巻く環境の変化等に的確に対応し、健全な事業経営を展開していくために必要な知識、情報等を習得することを目的として経営セミナーを実施します。

・ クリーニング師研修会及びクリーニング業務従事者講習会の開催

クリーニング業法第8条の2及び3に基づき、クリーニング師研修会（4回）及びクリーニング業務従事者講習会（2回）を開催します。

8 標準営業約款登録普及促進事業

・ 標準営業約款の登録事務

理容業、美容業、クリーニング業、めん類飲食店営業及び一般飲食店営業に係る標準営業約款の登録事務を行います。

・ 広報活動の実施

「標準営業約款普及及び登録促進月間」（11月）に、次のとおりSマークの周知広報活動を行います。

- ① 茨城県、市町村、各種団体広報誌への掲載依頼
- ② 県内各種イベントにおける、消費者及び営業者への啓発活動

9 情報化推進事業

ホームページ情報を随時更新して、生衛業者、利用者の利便性向上を図ります。また、指導センターの業務、組合活動及び業界の動向等について、広報誌「生衛いばらき」を年1回発行するほか、WEB版でも年6回情報発信します。

10 生衛業景気動向等調査事業（日本政策金融公庫関係）

日本政策金融公庫の委託を受け、県内事業所70施設を対象に年4回実施します。

11 生衛業経営状況調査事業（厚生労働省関係）

厚生労働省の委託を受け、県内事業所70施設を対象に年4回実施します。

生活衛生同業組合事務局代表者等会議を開催しました

令和7年4月16日(水)、県三の丸庁舎会議室に県内生衛組合の事務局長さん等にお集まりいただき、令和7年度第1回目の茨城県生活衛生同業組合事務局代表者等会議を開催しました。

会議では当生活衛生営業指導センターから、生活衛生の振興に資するために各生衛組合が実施する事業に対して助成を行う「生活衛生営業振興対策助成金事業」や、学生が仕事に対してやりがいを持つきっかけづくりとなることを願うとともに、

職業を選択するうえでの一助になることを目的とした「後継者育成支援事業」など、令和7年度に実施する主な事業等について説明及び協力依頼をさせていただきました。

また、当日は生衛組合関係者の他に日本政策金融公庫水戸支店融資第一課長の鈴木辰宗様と全国生活衛生営業指導センター研究員の鎌倉浩二様にもご出席いただき、鈴木課長からは「令和7年度における生活衛生貸付」について、鎌倉研究員からは「令和6年度補正予算事業及び厚生労働省国庫補助金の活用」についてお話をさせていただきました。



出前授業の受付を開始しました

当指導センターでは、生活衛生関係営業（生活衛生）の後継者育成支援事業の一環として、県内の公立中学校を対象に、出前授業を実施します（[詳しくはこちら](#)）。お申し込みにあたっては、下記 Excel ファイルを利用してお申込みください。



様式のダウンロード

[令和7年度出前授業実施申込書\(Excel\)](#)

地区生衛相談室のご案内

当生衛センターでは、生衛業者の経営、融資、衛生管理等に関する相談に対して助言等を行う地区生衛相談室を次のとおり開設しますので、お気軽にご相談ください。

なお、相談は事前予約制とさせていただきますので、まずは日本政策金融公庫土浦支店または茨城県生活衛生営業指導センターまでお問合せください。



【開設場所】 日本政策金融公庫 土浦支店

【日 時】 原則 毎月第二火曜日 10:00～15:00
ただし、6月は12日（木）に開設します。

お問い合わせ先

○日本政策金融公庫 土浦支店

TEL 029-822-4141

○茨城県生活衛生営業指導センター

TEL 029-225-6603

専門家による無料個別相談・指導を実施します

当生衛センターでは、生活衛生関係営業経営支援対策事業（令和6年度補正予算事業）として、「専門家による無料個別相談・指導」を令和7年4月から令和7年12月末日まで実施しています。

各種支援施策の手続きや経営全般に関する個別相談を、中小企業診断士、税理士等の専門家が**無料**で行います。

詳しくは次頁のチラシをご覧ください。

お気軽にご相談を！！

私が見える
補助金・助成金は
ありますか？



そろそろ
デジタル化
してみようかな



そろそろ
後継ぎ
考えなくちゃ...



生活衛生業の皆様へ

「今困っていること」を専門家に相談してみませんか!!

無料

実施期間

令和7年
12月末まで

運転資金・設備資金が
必要だけど、
どうしたらいいの？



商売が上手く
いかない
どうしたら
いいの



支援施策の手続きや
経営全般に関する
個別相談を
中小企業診断士、
税理士等の専門家が
無料で行います。

令和6年度補正
生活衛生関係
営業経営支援
対策事業

問合せ先

公益財団法人 茨城県生活衛生営業指導センター

〒310-0011 水戸市三の丸 1-5-38 茨城県三の丸庁舎 3階

TEL.029-225-6603 FAX.029-225-6638

営業時間 / 9:00~17:00 (平日のみ) 担当者 / 亀山 萩原

E-mail : ibarakicenter@seiei.or.jp



申込は当指導センターまで ▶▶▶

生活衛生関係営業経営支援対策 個別相談・指導申込書

(公財) 茨城県生活衛生営業指導センター 行き

FAX : 029-225-6638
E-mail : ibarakicenter@seiei.or.jp

令和 年 月 日

フリガナ				
店 舗 名				
代表者名				
住 所	〒			
担当者名	役 職		フリガナ 氏 名	
	TEL		FAX	
連絡先	E-mail			
業 種				
相談項目	<input type="checkbox"/> 国、都道府県及び市区町村の支援施策の利用・申請等の指導・相談 <input type="checkbox"/> 生活衛生貸付等融資の利用の相談・指導 <input type="checkbox"/> デジタル化対応に関する相談・指導 <input type="checkbox"/> 税制活用に関する相談・指導 <input type="checkbox"/> 社会保険、労働保険等人事労務に関する相談・指導 <input type="checkbox"/> 事業承継に関する相談 <input type="checkbox"/> 経営に関する相談・指導			
相談内容	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>			
加入生衛組合 組 合 名 (該当項目に☑)	<input type="checkbox"/> 理容 <input type="checkbox"/> 美容 <input type="checkbox"/> 興行 <input type="checkbox"/> クリーニング <input type="checkbox"/> ホテル旅館 <input type="checkbox"/> 麺類 <input type="checkbox"/> 食肉 <input type="checkbox"/> すし <input type="checkbox"/> 中華料理 <input type="checkbox"/> 料理飲食 <input type="checkbox"/> 加入なし			

全国生活衛生営業指導センターからのお知らせ

【令和6年度生衛業収益力向上セミナーの動画を公開しました】

全国生活衛生営業指導センターでは、令和6年度全国4カ所で「生衛業収益力向上セミナー(飲食業向け)」を開催しました。

この度、当該セミナーの動画を「せいえい経営支援ポータルサイト」にて公開しましたのでご視聴ください。

また、「せいえい経営支援ポータルサイト」では、生衛業向けのお役立ち動画を作成して、順次公開していますので、そちらも併せてご視聴ください。

1 動画内容

(1) カスタマーハラスメント実践対策セミナー 講師：蔵中一浩氏

(2) 生衛業収益力向上セミナー基調講演 講師：高井将也氏

(3) 人が辞めないお店になるためにリーダーが学ぶべきただ一つのこと

講師：荒井静雄氏

(4) 人が主役の人材育成 講師：大久保伸隆氏

(5) あなたならどうする？～ゼット世代の育成と定着のヒント～ 講師：越智恵氏

2 公開先

せいえい経営支援ポータルサイト

<https://seieiportal.taiyo-wp.com/>



日本政策金融公庫からのお知らせ

令和7年度日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）予算等の概要

令和7年度予算（令和7年3月31日成立）及び令和6年度補正予算（令和6年12月17日成立）により、生活衛生関係営業の方を支援するため、貸付制度を拡充しました。

貸付制度の改正等

< I. 令和7年度予算 >

【振興事業貸付の拡充】

- 振興事業特定施設設備（特別利率C（基準利率－0.9%））について、生活衛生関係営業の全業種に「蓄電池」及び「充電設備」を追加する。

【令和6年能登半島地震災害衛経の拡充】

- 直接被害者の貸付利率を「当初3年間：特別利率F（1.75%^{（注）}）－0.9%、4年目以降：特別利率F－0.5%」に拡充する（間接被害者の貸付利率の低減措置（当初3年間：特別利率F－0.5%）は終了する。）。

（注） 令和7年2月3日時点の利率である。

- 運転資金の返済期間を「10年以内」から「15年以内」に、設備資金の返済期間を「10年以内」から「20年以内」に、運転資金・設備資金の据置期間を「2年以内」から「5年以内」に拡充する。

< II. 令和6年度補正予算 >

【危機対応後経営安定資金の創設】

- 過去の大規模な災害、感染症等の影響を受け、既往債務の返済負担が生じているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる生活衛生関係営業者を対象に「危機対応後経営安定資金（生活衛生関係営業セーフティネット貸付）」を創設する。

【生活衛生関係営業企業再生貸付の拡充】

- 貸付対象に「企業再建関連」（特別利率C（基準利率－0.9%））及び「認定支援機関関連」（特別利率B（基準利率－0.65%））を追加する。
- 返済期間を「15年以内（ただし、金融機関等の要請に基づく場合は20年以内）」から「20年以内」に拡充する。
- 融資限度額を「5,700万円」から「7,200万円」に拡充する。

【生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（衛経）の拡充】

○ 運転資金の返済期間を「7年以内（うち据置期間1年以内）」から「10年以内（うち据置期間2年以内）」に拡充する。

【生活衛生関係営業挑戦支援資本強化特別貸付（生活衛生資本性ローン）の拡充】

- 直近決算が黒字であった場合の適用利率を「3.60%～4.65%」から「3.25%～3.95%」に引下げる。
- 貸付対象のうち「技術・ノウハウ等に新規性がみられる者等」を「生活衛生関係の事業を創業する者又は創業後おおむね7年以内の者」に拡充する。

【生活衛生関係営業新企業育成資金の拡充】

○ 過疎地域で創業する地域おこし協力隊員について、特別利率B（基準利率－0.65%）を適用する。

【生活衛生関係営業事業承継・集約・活性化支援資金の拡充】

○ 特別利率A（基準利率－0.40%）の適用要件である「新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業継続が困難となっている先を事業承継する者」を「社会的な要因により事業継続が困難となっている先を事業承継する者」に改正する。

【一般貸付・振興事業貸付の拡充】

○ 観光に関する事業を営む生活衛生関係業者であって、認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業計画を策定し、過疎地域において当該計画を実施する場合について、特別利率B（基準利率－0.65%）を適用する。

貸付制度の延長等

次に掲げる貸付制度等については、取扱期間を令和8年3月31日まで延長する。

- ア 東日本大震災の被災者等に対する貸付制度（東日本大震災復興特別貸付等）
- イ 令和2年7月豪雨の被災者等に対する貸付制度（令和2年7月豪雨特別貸付）
- ウ 令和6年能登半島地震等の被災者等に対する貸付制度（令和6年能登半島地震特別貸付）
- エ 振興事業促進支援融資制度^(注)
- オ 経営環境変化対応資金（生活衛生関係営業セーフティネット貸付）の貸付限度額及び据置期間に係る特例措置
- カ 創業支援貸付利率特例制度
- キ 貸上げ貸付利率特例制度

（注）振興計画認定組合の組合員であって、生活衛生同業組合から一定の会計書類を準備していることの確認及び事業計画の確認を受けた方は0.15%、さらに、生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う方は0.30%引下げる制度

簡易で即効性のある
省力化投資に

カタログ注文型

補助率
1/2以下

補助上限額
最大1,500万円

- 対象製品のリスト(カタログ)に登録された汎用製品から事業課題に合わせて省力化製品を選択できます。
- 申請手続きが簡易で、申請から交付決定まで最短1ヶ月。随時公募受付のため、いつでも申請が可能です。
- 省力化製品の「販売事業者」が、省力化製品の導入と補助金申請・手続きをサポートします(共同申請)。

「販売事業者」の
選択肢が広がり、
より使いやすくなりました!

補助対象
(カタログ掲載)
製品の
カテゴリ例 ▶

どんどん追加中!



清掃ロボット



券売機



無人搬送車 (AGV・AMR)



オートラベラー



5軸制御マシニングセンタ



スチームコンベクションオーブン



配膳ロボット



測量機



印刷用インキ自動計量装置



バランス装置

サービス業から
製造業まで、
様々な業種
向けの製品を
ラインアップ!

※一部の省力化製品は、置き換えでも申請可能です。

人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しする補助金が
さらに活用しやすくなりました!

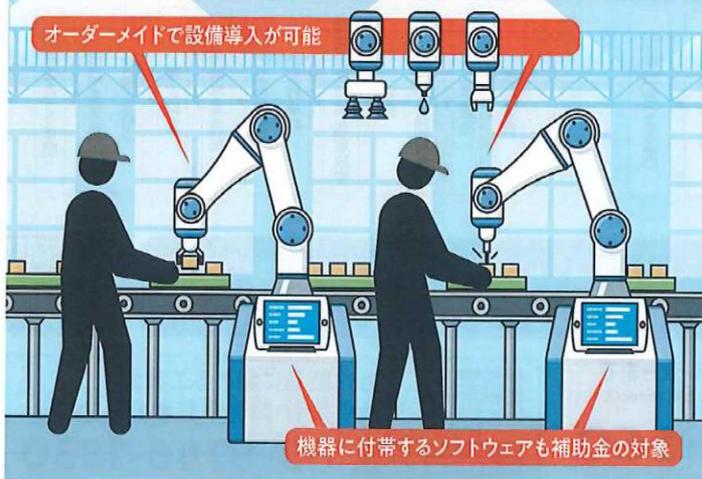
中小企業 省力化投資補助金

事業内容に合わせて多様な
設備やシステムが導入できる

一般型 NEW!

補助率※
中小企業 1/2 | 小規模・再生 2/3

補助上限額
最大1億円



- オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに応えます。
- 公募回制で、省力化指数などに関する詳細な事業実施計画を作成。3ヶ月程度の審査を経て、交付決定されます。
- 大幅賃上げ特例(補助上限額アップ)、最低賃金引き上げ特例(補助率2/3にアップ)があります。

例えば、
通信販売事業で

オンラインショッピングの顧客・購買量の増加に対応するため、自動梱包機と倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入

例えば、自動車関連
部品製造事業で

検査が難しい微細な部品製造を効率的に行うため、現場に合わせ、最新のデジタルカメラやAI技術を活用した自動外観検査装置を導入

※補助金額1,500万円までは1/2、もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

中小企業省力化投資補助金とは、 人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

Be a Great Small.
中小機構

カタログ注文型

随時申請
受付中

一般型

公募回制

補助対象となる事業

中小企業などが省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

中小企業などが省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性 年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

カタログ注文型・一般型それぞれ要件が異なりますので、必ずそれぞれの公募要領をご確認ください。
カタログ注文型・一般型は、補助対象経費が異なれば併用可能です。

補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な買上げを行う場合
5名以下	1/2 以下	200万円	300万円
6~20名		500万円	750万円
21名以上		1,000万円	1,500万円

※各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能です。

補助上限額がアップする【大幅買上げ特例】の適用要件

事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります
※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助額の減額となります。

従業員数	補助率※	補助上限額	大幅な買上げを行う場合
5名以下	1/2 中小企業	750万円	1,000万円
6~20名		1,500万円	2,000万円
21~50名	2/3 小規模・再生	3,000万円	4,000万円
51~100名		5,000万円	6,500万円
101名以上		8,000万円	1億円

※補助金額1,500万円までは1/2 もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

補助上限額がアップする【大幅買上げ特例】の適用要件

①給与支給総額の年平均成長率+6%以上増加 ②事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準
※最低賃金引き上げ特例事業者は除く。※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、各申請種の従業員規模別の補助上限額との差額について補助金を返還。

補助率が2/3にアップする【最低賃金引き上げ特例】の適用要件

中小機構が指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること
※小規模・再生事業者は除く。※補助金額1,500万円までが引上げ対象となります。

申請から事業完了までの流れ



本補助金の詳細や対象製品のリスト(カタログ)、公募要領などはこちらから

中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで
あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル **0570-099-660**

IP電話などからの
お問い合わせ **03-4335-7595**

● 受付時間：9:30~17:30/月曜~金曜(土・日・祝日除く) ※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直してください。

カタログ注文型 省力化製品に関わる工業会・製造事業者・販売事業者のみなさま

カタログ登録サポートセンター **03-6746-1530**
でご相談受付中!

全都道府県に、インフォメーション窓口を設けています。詳しくは上記ホームページをご確認ください。

事業承継・引継ぎ支援センターのご案内

事業承継・引継ぎ支援センターは、

事業承継に悩むすべての中小企業を 全力でサポートします！



あらゆる事業承継について、お気軽にご相談ください。

ご相談の具体例

親族への承継

後継者はいるけど、承継方法がわからない。



事業承継計画策定の支援！

作成した承継計画を通じ承継までのロードマップを見える化！

第三者への引継ぎ

後継者がいない。どうしよう？



後継者探しのお手伝い！

M&Aマッチングのサポート！

後継者人材バンクの活用！

事業承継に関する様々な課題

何から準備したらよいかわからない。

会社同士の合併や他社の買収について教えて欲しい。

従業員に引き継ぐ場合の手続きを教えて欲しい。



専門家による的確なアドバイス！

相談
無料

国が設置した公的機関だから安心！

セカンドオピニオンとしてのご利用も可能ですので、お気軽にお問い合わせください！

当センター関係者は、全員守秘義務を負っておりますので、安心してご相談いただけます。

お問い合わせ先 茨城県事業承継・引継ぎ支援センター TEL 029-284-1601 FAX 029-284-1602



茨城県事業承継・引継ぎ支援センター 事業引継ぎ支援 相談申込書

まずは、お電話にてご相談ください。



029-284-1601

茨城県水戸市桜川1-1-25 大同生命水戸ビル 903

また、下記相談申込みを行い、直接面談することも可能です。

●相談までの流れ●

相談申込書を
支援センター
あてにファックス

支援センター
からのご連絡
(日程調整)

相談の実施

FAX送信先

FAX: 029-284-1602

茨城県事業承継・引継ぎ支援センター 宛て

会社名		代表者名	
担当者(相談者)		業種	
所在地	〒		
①固定電話		②携帯電話	
③メールアドレス			
希望連絡方法	支援センターからのご希望の連絡方法を以下の□にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> ①固定電話へのご連絡 <input type="checkbox"/> ②携帯電話へのご連絡 <input type="checkbox"/> ③メールでのご連絡		
主なサービス・ 製品概要			
ご相談内容	具体的な相談内容についてご記入ください。		
※ご相談の内容を○でお囲みください。 (親族内承継・親族外承継・譲渡・譲受・経営者保証・その他全般)			

構成機関経由の場合は構成機関名をご記入ください。

公益財団法人 茨城県生活衛生営業指導センター
TEL 029-225-6603

※ご記入いただいた情報、相談内容は秘密情報として厳重に管理いたします。(秘密厳守)

※ご記入いただいたご連絡先は、ご相談に係る連絡等のほか、当相談窓口からの各種連絡・情報提供に使用される場合があります。



この印刷物は、印刷用の紙へ
11月25日現在